

平成25年9月5日

各 位

会 社 名 サイバネットシステム株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田 中 邦 明
(東証第一部 コード番号：4312)
問い合わせ先 執行役員 高 橋 俊 之
電 話 番 号 03-5297-3066 (広報室)

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成25年9月5日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更ならびに配当予想の修正を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成19年11月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

また、これに合わせて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	324,000株
② 今回の分割により増加する株式数	32,076,000株
③ 株式分割後の発行済株式総数	32,400,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	129,600,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年9月13日(金)
② 基準日	平成25年9月30日(月)
③ 効力発生日	平成25年10月1日(火)



NEWS RELEASE

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成25年10月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火)

(注)平成25年9月26日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位が1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」および「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、下記のとおり、平成25年10月1日をもって当社定款の一部変更を行います。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に、単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 第7条の新設に伴い、条数の繰り下げを行います。
- ④ 現行定款第6条の変更および第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則第4条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,296,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第43条 (記載省略)</p> <p>附則</p> <p>(第29期事業年度) 第1条 第40条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>(第29期事業年度の中間配当) 第2条 第42条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、取締役会の決議によって、平成25年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第3条 (記載省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>129,600,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) <u>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>第8条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(第29期事業年度) 第1条 第41条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>(第29期事業年度の中間配当) 第2条 第43条の規定にかかわらず、第29期事業年度は、取締役会の決議によって、平成25年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>



NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(経過措置) <u>第4条</u> 第6条の変更および第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。 <u>2</u> なお、本附則第4条は、前条にかかわらず、前項の効力発生日をもって削除する。</p>

(3) 効力発生日
 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

5. 期末配当予想の修正

上記「2. 株式の分割」に伴い、平成 25 年 12 月期期末の 1 株当たり予想配当金を、以下のとおりといたします。

	1株当たり		
	第2四半期	期末	年間
前予想 (平成25年4月26日)	520円	520円	1,040円
今回予想 (株式100分割前換算)	520円(注1) (520円)	5円20銭(注2) (520円)	— (1,040円)
前期実績 (平成25年3月期)(注3)	520円	520円	1,040円

(注1) 第2四半期末(中間)の1株当たり配当金は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(注2) 期末の1株当たり配当金は、株式分割後の株式数を基準に実施いたしますので、520円を100分の1にした5円20銭となりますが、前予想からの実質的な変更はありません。

(注3) 当社は、平成25年度より決算期を3月31日から12月31日に変更しており、経過期間となる平成25年12月期は、平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9ヶ月間となります。

以上